

委託型地域包括支援センター職員の常勤換算について

1. 地域包括支援センター職員の常勤換算の根拠法令について

介護保険法施行規則、多摩市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例により、地域包括支援センター運営協議会が認めた場合は、地域包括支援センターの職員を常勤換算で配置できる。

(1) 国:介護保険法施行規則 第百四十条の六十六 第1項第1号

イ 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(地域包括支援センター運営協議会(中略)が第一号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。))によることができる。ロにおいて同じ。)は、原則として次のとおりとすること。

(1) 保健師その他これに準ずる者 一人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 一人

(3) 主任介護支援専門員(介護支援専門員であって、第百四十条の六十八第一項第一号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者(当該研修を修了した日(以下この(3)において「修了日」という。))から起算して五年を経過した者)にあつては、修了日から起算して五年を経過すること、当該経過する日までの間に、同項第二号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)をいう。)その他これに準ずる者 一人

(2) 多摩市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例 第4条 第4項

(前略)地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、地域包括支援センターの職員の員数について常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。

2. 協議事項

全国的に介護人材が不足している中、必要に応じて非常勤職員を配置できるようにすることで必要な人員を確保できる体制にしたい。非常勤職員を常勤換算して配置できるようにすることおよび常勤換算の条件についてご協議お願いいたします。

【条件】

- ・ 地域包括支援センターに配置する 3 職種(介護保険法施行規則による)を常勤職員各 1 名配置します(3,000 人以上 6,000 人未満)。
- ・ そのうえで、常勤の職員を配置することが著しく困難な場合には非常勤職員を常勤換算により配置できることとする。
- ・ 常勤換算の職員2名で、常勤換算1人以上を満たすこと。
- ・ 市高齢支援課に事前協議を行うこと。
- ・ 市高齢支援課は、地域包括支援センター運営協議会において常勤換算方法に基づき、非常勤職員を配置することを報告する。

(参考)第1号被保険者数と地域包括支援センターの人員配置

(単位:人)

	第 1 号被保険者の数(4月1日時点)					配置基準	配置数	欠員
	R4	R5	R6	R7	R8	令和8年4月1日時点		
西部	6,033	6,052	6,058	6,101	6,074	4	4	0
東部	8,473	8,517	8,519	8,509	8,545	5	4	1
多摩 C	9,696	9,911	9,939	10,029	10,083	6	6	0
中部	10,708	10,561	10,532	10,414	10,322	6	5	1
北部	8,159	8,387	8,391	8,444	8,596	5	5	0

※認知症地域支援推進員および第2層生活支援コーディネーターは除く。

(参考)常勤換算方法の計算方法

(ア)非常勤職員の1か月あたり労働時間 ÷ (イ)常勤職員の1か月の労働時間
= (ウ)常勤換算人数(小数点第2位以下を切り捨てる)

常勤換算方法計算例

(ア)非常勤職員の1か月あたり労働時間

非常勤職員 A が 1 か月12日間(週 3 日×4 週)、1日あたり8時間働く

労働時間 12日間×8時間=96時間

(イ)常勤職員の1か月の労働時間

当該地域包括支援センターにおいて常勤職員が勤務すべき1か月の労働時間が 160 時間

(ウ)常勤換算人数

96時間 ÷ 160 時間 = 0.6 人(分)

※配置基準に満たない部分は欠員の補充が必要です。